⑷　弁済の方法

清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

⑵　追加弁済

清算株式会社は、金融債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

第３　債権放棄等

１　債権元本

金融債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

金融債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

２　利息・損害金等

金融債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　二宮徹は、清算株式会社に対して有する本件債権全額及びこれに附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

４　前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が金融債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。

第４　共益及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第９１号

千葉県柏市東上町２番28号

再生債務者　株式会社吉中商事

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号霞が関ビル４階隼あすか法律事務所　弁護士　高松　　薫

平成24年９月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９３号

東京都日野市多摩平１丁目10番地の３

再生債務者　株式会社ブレーン

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都港区虎ノ門５―11―１オランダヒルズ森タワーＲｏＰ＃704　山森一郎法律事務所　弁護士　山森　一郎

平成24年９月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号

和歌山市紀三井寺800番地

再生債務者　南海観光開発株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　和歌山市小松原通３丁目68番地ＴＥビル３階　吹上法律事務所　弁護士　田中昭彦

平成24年９月19日　　和歌山地方裁判所

平成２４年（再）第３号

愛媛県東温市田窪660番地３

再生債務者　株式会社山本製作所

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　松山市歩行町１－８－３　歩行町ビル１階　宇都宮眞由美法律事務所　弁護士　越智　顕洋

平成24年９月20日　　松山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第３号

横浜市神奈川区鶴屋町２丁目17番地１

再生債務者　平取観光株式会社

１　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年12月10日から平成24年12月25日まで

横浜地方裁判所第３民事部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第６９号

静岡県沼津市大岡1562番地の１

再生債務者　株式会社アーバンシティー

特別調査期間　平成24年11月１日から平成24年11月２日まで

平成24年９月21日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第６９号

静岡県沼津市大岡1562番地の１

再生債務者　株式会社アーバンシティー

１　決議に付する再生計画案　平成24年９月18日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成24年11月６日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成24年10月29日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月23日

平成24年９月21日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号

名古屋市千種区内山３丁目18番10号

再生債務者　株式会社産工社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年９月21日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２３年（再）第１０２号

東京都世田谷区成城８丁目４番11号

再生債務者　横田　浩介

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成24年９月12日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２７号

愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地11棟402号

再生債務者　日髙　建二

１　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年10月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第１５８号

千葉県船橋市西船３丁目７番６―711号

再生債務者　市橋　竜正

１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年10月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年10月26日から平成24年11月９日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第８号

北海道北見市留辺蘂町旭公園91番地57

再生債務者　大島　　繁

１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年10月15日まで

４　一般異議申述期間　平成24年10月29日から平成24年11月５日まで

釧路地方裁判所北見支部個人再生係